

母子家庭等高等職業訓練促進給付金 高等職業訓練修了支援給付金のご案内

【制度が更新(拡充や要件緩和等)される可能性があります。必ずご相談ください。】

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関において修業している場合、修業する期間(48 か月が上限)生活を支援するための費用を支給します。また、修業を修了した場合、一時金を支給します。

○この給付を受けることができる方

国分寺市にお住まいの母子家庭の母または父子家庭の父で 20 歳未満のお子さんを扶養している方で、次の要件を全て満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方
- ②修業年限6か月以上の養成機関において、資格の取得が見込まれる方
- ③就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ④過去に母子家庭等高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたことのない方

○この給付の対象資格 (既に国家資格等所持されている方は原則対象外)

- ・看護師 ・准看護師 ・保育士 ・介護福祉士 ・作業療法士 ・理学療法士
- ・歯科衛生士 ・理容師 ・美容師 ・社会福祉士 ・製菓衛生師 ・調理師
- ・その他、市長が必要と認める資格

例:言語聴覚士 ・歯科技工士 ・シスコシステムズ ・LPI 認定資格

日中の通学であることが原則となります。通学が困難な理由がある場合、通信制も認められることもありますが、別途基準がありますので、ご確認ください。

○支給額および支給期間

高等職業訓練促進給付金・(支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。)

月額 100,000円(住民税非課税世帯) 70,500円(住民税課税世帯)

養成機関における修業期間の最後 12 か月はそれぞれ4万円加算。

(当該機関が 12 か月未満である場合にあっては、住民税非課税世帯は月額140,000円、住民税課税世帯は月額110,500円)

修業する期間(法令で定められた資格取得に必要な修業期間のうち最長 48 か月)、修業開始後、申請月より毎月支給します(遡求はできません)。



高等職業訓練修了支援給付金

50,000円(住民税非課税世帯)

25,000円(住民税課税世帯)

修業が修了した後に、1回支給します。

○相談および申し込みに必要な書類

相談

申し込みにあたっては、事前相談が必要です。生活福祉課の母子・父子自立支援員にご相談ください(予約制)。

申し込み

高等職業訓練促進給付金は修業を開始した日以降、また、高等職業訓練修了支援給付金は修業が修了した日以降 30 日以内に行うことができます。

必要な書類

- 1 申請書※
- 2 戸籍謄本または抄本 (申請者及びその扶養している児童)
- 3 別世帯の同居家族の住民票の写し (該当者のみ)
- 4 児童扶養手当証書の写し または、
ひとり親家庭であることを証明する書類(遺族年金証書等)所得証明書 及び
16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書※
(16 歳以上 19 歳未満の扶養家族がいる場合)
- 5 同居家族の非課税証明書 (住民税非課税世帯のみ)
- 6 養成機関発行の在籍証明書等(申請月発行のもの)
- 7 単位取得証明書等(新入学時の場合など提出できない場合は不要)
- 8 修業修了証明書等(修了支援給付金申請時)
- 9 養成機関の概要・カリキュラム(年間スケジュール、夏季休暇等)の記載された書類
- 10 その他申請者等の状況や申請の内容により必要な書類(窓口でご確認ください)
(※は相談時にお渡しいたします)
- 11 通信制の場合は別途必要書類があります。

申請時に、マイナンバーカード またはマイナンバー通知カードおよび顔写真入り本人確認資料をお持ちください。

○審査

支給にあたっては審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります。

お問い合わせ先
国分寺市役所福祉部生活福祉課
母子・父子自立支援員
042-325-0111(内 533)



令和6年5月16日改定